

新見市地域づくり推進事業補助金運用基準

(趣旨)

第1条 新見市地域づくり推進事業補助金（以下、「補助金」という。）の施行に関し、補助金の効率的な運用・審査を行うにあたり必要となる、新見市地域づくり推進事業補助金取扱要領（以下、「要領」という。）の解釈や詳細な規定について必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 要領第2条第1項各号に規定する補助対象事業者の取り扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 地区住民の多くが参画する組織とは、大字単位以上（地理的要因等で従前より他の大字に包含されている地区がある大字を含む）で構成された各地区の振興会や協議会、地域づくり推進委員会等の地域づくり団体をいう。
- (2) 各種事業等を実施する実行委員会等については、その団体が補助金の対象団体となるかどうかの判断については、事業の目的・内容等から総合的に審査し決定する。

2 前項に規定するいずれの団体においても、補助金の申請を行う際には、当該団体の活動状況を示す資料（会の規約、事業実績・事業計画、会計、会員等の内容がわかる総会資料等）を提出しなければならない。また、該当する既存の資料等がない場合は、同様の資料を別途作成のうえ、提出しなければならない。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の対象事業として、要領第3条第1項に掲げる事業の代表的な内容は次のとおりである。

(1) 交流・活性化イベント実施事業

地区間・世代間または市内外の住民との交流を目的として実施する交流会、四季折々の行事や祭り等、地域の特色を活かしたイベント等で賑わい創出につながる事業

(2) 移住促進事業

市外からの移住希望者等を受け入れるための住民組織等の設立・調査（地域住民へのアンケート調査等）、市外からの移住希望者等の現地案内

(3) 生活・自然環境保全事業

地域の公共施設等の清掃、花木植樹・植栽、不法投棄防止対策、リサイクル推進活動、空き缶・空き瓶等収集活動、ホテル等の希少動植物保護のために行う草刈り等の環境整備事業、生態等に関する勉強会の開催、看板の設置等を含めた実践的な保護活動

(4) 健康づくり事業

健康チェックや体操、講演会等を実施する健康教室、成人病予防・介護予防の

ための簡単な運動等の実施を伴う事業

(5) 社会福祉活動事業

地域の小学生等を対象にした通学等における児童・生徒の見守り事業、一人暮らし高齢者等の安否確認、草刈り等の簡易な高齢者支援事業

(6) 地域の歴史・文化の保存継承事業

各地に残された史跡等の環境整備、地域の歴史めぐり、とんど祭り、古くから伝わる伝統的な祭り

(7) 農業を通じた地域振興事業

手植え・手刈りによる米作り等の農作業体験や耕作放棄地等を活用した栽培体験活動等、事業の実施により地区間・世代間を超えた人々の交流等が図られる事業

(8) 教育・生涯学習実践事業

地域住民の多くが参加して行われる教育講演会等の実施や地域で行うパソコン教室等、地域住民の教育意識の高揚、学習意欲の向上につながる事業

(9) 広報活動事業

各団体の活動内容等を紹介した広報紙・情報誌等の作成、地域の情報を広く周知するためのパンフレット等の作成

(10) その他地域づくりにつながる事業

その他地域づくりにつながる事業の判定については、個別に内容を審査し、補助の適否を決定する。

2 前項に規定するいずれの事業についても、要領第3条第2項各号に規定するもののほか、市や関係機関が実施する事業（公民館主催事業等）については、補助金の対象としない。

3 コミュニティ施策の一環であることを念頭に、地域づくりを目的とする団体に対して支出するものであるため、商工業関係、福祉関係、学校行事等、本来団体等が実施すべきではないと判断される事業については補助対象外とする。

(補助対象経費)

第4条 要領第4条第1項別表第2に規定する補助対象経費の具体的な対象限度額については次のとおりとする。

(1) 報償費

報償費全体の上限は1事業につき、120,000円とし、各種謝礼及び賞品・参加賞品代については次のとおりとする。

ア 有識者・アドバイザー等への謝礼

(ア) 市内居住者 5,000円/人

(イ) 市外居住者 15,000円/人

多くの集客が見込め、地域の活性化に大きく繋がると認められる著名人については、上記の基準を超えて支払われる経費についても補助対象経費と認める。

イ 賞品・参加賞品代 それぞれ150円/人

(2) 委託料（事業に直接必要で専門的な技術を必要とする作業等に限る）

委託料全体の上限は1事業につき、120,000円とする。

(3) 需用費

食糧費（要領第4条第1項別表第2に掲げるものに限る。） 100円/人

(4) 役務費

ボランティア等保険料 250円/人

2 前項に規定するもの以外の経費については実費相当額を対象とする。ただし、社会通念上明らかに過大な支出と認められる経費については補助対象外とする。

3 事業の実施に際し、参加者等から負担金を徴収する場合は、当該金額を事業費と相殺し、発生した差額分の経費を補助対象として認める。

(補助金交付申請期間)

第5条 要領第7条第3項に規定する交付申請の受付期間内においては、当該年度の予算の範囲内で補助金の交付が可能な限り、随時、申請を受け付ける。ただし、1団体につき、本事業への申請は年度を通して1回までとする。

2 補助金交付申請書の提出後、補助金交付決定前までに補助事業者が実施する事業が完了、もしくは事業の実施に関し、一部執行済みとなる経費があるものについても、申請を受け付けるものとする。

(申請等の手続き及び事務処理)

第6条 申請等の手続き及び事務処理は、協働推進課で行う。

附 則

この運用基準は、平成29年4月1日から施行し、平成32年3月31日をもって廃止する。